一、両名ニ対シ慰労金トシテ日給十日分宛ヲ支給スルコト
一、会社ハ争議団ニ対シ家族見舞金トシテ金一円ヲ支給スルコト

昭和五年六月三十日

三間印刷所代表者 梅村包雄
関東合同労働組合代表 望月源次
三間印刷所争議団代表 大石福三郎
調停者 藤沢亀久郎

別記(三)

抗議

露骨ナル資本家擁護ノ現政府サヘ失業問題ニ就テ最大ノ関心ヲ払ヒ失業防止委員会ヲ組織迄持ケコノ問題ヲ論議セラレツヽアリ　一方我々無産階級ハコノ資本主義勢力ノ圧力ニ対シテハ全力ヲ傾注シ之ニ抗争シツヽアル状態ハ各地ニ於ケル争議勃発ヲ見テモ首肯セラル　然ルニ此政府ノ指定請負工場主ナル貴下ハ営業不振ノ名ニ於テ絶対ニ反対スルコトヲ声明スル　争議団従業員ハ職前[illegible]ノ要求条件復職ヲ要求セルモ之ニ対シ貴下ハ確乎タル回答ヲ与ヘズ荏苒日ヲ送ラル　貴下ハ巧ニ官憲ノ擁護ノ下ニ其ノ従業員ヲ強圧シ自己ノ野望ヲ満足セシメントセラル　今ヤ無産階級ト資本家トノ対立其ノ極ニ達シツヽアリ　貴下等カ善処スル誠意ニ欠クルカ如クンバ誠ニ重大ナル危機ヲ醸スニ至ルコトヲ慮カル　貴下ニシテ若シ誠意ニ欠クルカ如キコトアラバ吾々ハ全無産階級ヲ動員シ我々独自ノ運動方法ヲ以テ徹底的ニ争議団ヲ応援シ飽迄貴下ト抗争ヲ続ケ徹底的勝利獲得ニ努力スルコトヲ声明シ貴下ニ速カニ之ガ解決ノ考慮ヲ促カスモノデアル

一九三〇、六、一六

自由労働自治会本部

争 5.7.8 1373

労秘第二一二七號

昭和五年七月五日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 吉田茂殿
神奈川、埼玉各県知事殿

三間印刷所争議解決書配布ノ件

要報標記争議ノ解決ハ前報ノ通ナルカ関東合同労働組合ニ於テハ争議団本部名ニテ別添（内相閣下ニノミ）争議解決報告書ヲ関係組合員ニ配布セリ

右及申（通）報候也